

電気料高騰緊急支援補助金の申請について

1 補助対象要件

- (1) 市内に事業所を有し、事業を1年以上継続している事業者（規模、法人種別は問いません）
- (2) 前年度(令和3年4月～令和4年3月)の市内事業所の電気使用量の合計が10万kWh以上であること（年度途中で創業や市内へ移転してきた場合等は、その時点から1年間の電気使用量）
- (3) 電気料金の契約者が申請者(使用者)と同一であること
自宅兼店舗等で、事業用の電気料金のみが把握できない場合などは、対象外となります。

2 申請期間

令和4年7月1日(金)～令和5年2月28日(火)【当日消印有効】

注：申請は1事業者につき1回限り。市内に複数事業所を有している場合は、合算して申請してください。予算の範囲を超えた場合は、期間内に受付を終了することがあります。

3 補助金額

令和4年4月以降の任意の連続する3ヶ月と前年同時期の電気料金（税込）の差額を通年に換算した額に、補助率（1/2）を乗じた金額（※千円未満切り捨て、補助上限額100万円）

$$\text{補助金額} = (\text{3ヶ月間の電気料金の差額}) \times 4 \times \frac{1}{2}$$

4 手続きの流れ

「6 提出書類」（必要書類は裏面を確認してください）の書類を提出後、市が内容を審査します。問題ない場合は、交付決定通知書を送付しますので、請求書をご提出ください。（請求書の提出から振り込みまで、概ね1ヶ月程度です）

5 申請書類の提出先

平塚市 産業振興課まで郵送で提出してください。

注：書類に不足や不備がある場合は、原則返送いたします。内容に不備等がないことが確認できた時点で申請書の正式受領となります。また、申請書の受領後、交付決定まで2週間程度かかります。

（宛先）〒254-8686

平塚市浅間町9-1 平塚市産業振興課 電気料高騰緊急支援補助金 担当 宛

6 提出書類

申請書の様式は平塚市ホームページから取得してください。



- (1) (第1号様式)電気料高騰緊急支援補助金交付申請書
(第2号様式)事業者情報調書
(第3号様式)平塚市電気料高騰緊急支援補助金誓約書

- (2) 法人は履歴事項全部証明書、個人事業主は所得税確定申告書の写し【コピー可】

注：市内事業所の登記がない場合は、市内に事業所を有していることが分かる書類を別途提出してください。(例：許認可証、賃借契約書、公共料金支払書等。ホームページの写しは不可)

- (3) 前年度の電気使用量が確認できる書類【コピー可】(電気会社からの請求書・領収書など)

契約者と申請者が同一であり、電気使用量の合計が10万kWh以上であること。

- (4) 令和4年4月以降の任意の連続する3ヶ月と前年同時期の電気料金の金額及び支払いが確認できる書類【コピー可】(電気会社からの請求書及び領収書・通帳の写しなど)

注：契約者及び支払いを行った者と申請者が同一であること。金額が確認できる書類(請求書等)、支払いが確認できる書類(領収書、通帳の写し等)が必要です。

- (5) 申請日から3ヶ月以内に発行された市税完納証明書【コピー可】

平塚市 固定資産税課(平塚市役所本館2階214番窓口)にて取得してください。

注：医療法人等で法人税が非課税となり、市税の課税が無い場合は、納税額0円の納税証明書(その1)または(その2)を提出してください。(税務署から取得してください。)

※その他必要な書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

7 注意事項

- (1) 政治活動及び宗教活動を主たる事業者、性風俗関連特殊営業事業者、必要な許認可等を取得していない事業者等は補助対象外となります。
- (2) 電気料金に関して、国・県・市町村より他の補助金等の受給がある場合は対象外となります。
- (3) テナント運営等の場合、電気料の実費を別途徴収している場合は補助対象外となります。
(※賃料を定額で徴収している場合は補助対象)
- (4) 本事業に関する書類は、令和5年4月1日から5年間保存してください。
- (5) 補助金の交付を受けた事業者は、企業名、代表者名、補助金額等を公表する場合があります。
- (6) 申請内容の確認のため、予告なく現地調査を行うことがあります。調査の結果、申請内容に不正が認められる場合は、補助金の返還のほか、必要な措置を講じます。
- (7) 補助金の効果等を把握するため、アンケート調査を行う場合があります。また、ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人及び個社を特定できない形で公表する可能性があります。
- (8) 補助金の利用にあたって収集した企業名、代表者名、住所については、今後本市の関連施策の周知等にて活用させていただくことがあります。
- (9) 本事業は、平塚市電気料高騰緊急支援補助金交付要綱の定めるところに従って実施されます。

8 問い合わせ先

平塚市 産業振興課 企業支援・労政担当

電話：0463-21-9758(平日8時30分から17時まで)

メール：sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp